

リース会計専門委員会の検討状況

（平成 21 年 5 月 26 日開催分）

1. リース DP の構成

第 1 章 背景	第 6 章 オプション付きのリース
第 2 章 リース会計基準の範囲	第 7 章 偶発リース料と残価保証
第 3 章 リース会計のアプローチ	第 8 章 表示
第 4 章 当初測定	第 9 章 借手に関するその他の論点
第 5 章 事後測定	第 10 章 貸手の会計

2. 専門委員会における主な意見

(1) 第 1 章から第 5 章

- ・ 現行のリース基準の範囲を基本的に踏襲するという見解には賛成である（質問 1）。
- ・ 解約可能リースの場合は、資産及び負債の定義を満たさないのではないかと。したがって、解約不能のリースのみを対象とする旨、明示した方が良い（質問 1）。
- ・ 短期リースは経済的に必要であるから行っているのであり、オフバラを第 1 の目的としているのではない。これをすべてオンバラするのは、膨大なコストがかかる（質問 2）。
- ・ 新しいリース基準を実効あるものとするためには、短期リースについては重要性を考慮すべきである。また、短期リースについて必ずしも償却原価法によらず、リース期間定額法によっても弊害は少ないのではないかと（質問 2、質問 8）。
- ・ 「使用权という資産を計上する」という考え方をする以上、このアプローチを否定することは困難である（質問 3）。
- ・ 借手がリース契約上の計算利率を知りうるケースは多く、それを使用することも認めるべきではないかと（質問 6）。
- ・ 資産を適切に評価するという観点からは、リース契約上の計算利率を考慮すべきである（質問 6）。
- ・ 使用权資産の取得原価を支払リース料の割引現在価値により測定することとされているが、リース物件の価格が分かるケースもあるのではないかと（質問 7）。

(2)第 6 章から第 8 章

- ・ オプション、偶発リース料及び残価保証のいずれも、リース開始時に見積もることは困難である。また、再測定時に見積もるということも困難である。むしろ、オプションが行使された場合などの取扱いについて定めた方が良いのではないかと（質問 13 ほか）。
- ・ 一般的には困難であるが、リース物件や契約の内容によっては、オプションの行使が明白あるいはほぼ確実な場合もある（質問 13、質問 14）。
- ・ 理屈上は、予備的見解とされた「単一の資産・負債アプローチ」よりも「構成要素アプローチ」の方が整理しやすいという面もある。ただし、従来、オプション等を組み合わせることによりいわゆる「90%テスト」を回避するといった弊害が見られたため、このような見解になったものと思われる。期間オプションに関する予備的見解は「もっとも起こりうる期間」とされているが、恣意性を排除するためには「蓋然性基準」によるのがベストではないかと（質問 13）。
- ・ 偶発リース料の当初認識は、企業結合における条件付対価の取扱いと同じ考え方と言えるのではないかと（質問 16）。

(3)第 9 章から第 10 章

- ・ 借手におけるその他の問題点として、再リースの問題は短期リースと併せて検討することが必要ではないかと。再リースのなかには、使用权とする必要のないものもあると思われる（質問 24）。

以 上